

情報公開・個人情報保護制度

北本市総務部総務課法規担当

はじめに

I 情報公開制度

II 個人情報保護制度

I 情報公開

北本市における情報公開制度の立法

北本市情報公開条例

(平成3年12月20日公布 平成4年4月1日施行)

市民の知る権利を具体的に明らかにするものとして、市の保有する行政文書の公開を求める権利を保障するとともに、(中略)市が市民に説明する責務を全うし、市政への市民参加の推進と信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することを目的として制定

- 「行政文書の公開請求権」を保障
- 「説明責任」「透明化」を全う
- 「市民参画」の推進

I 情報公開 行政文書の公開

(行政文書の公開義務)

第5条 実施機関は、第7条に規定するときを除き、行政文書を公開しなければならない。

- 行政文書は、**原則公開**である。
- ※ 公開できない文書もある。

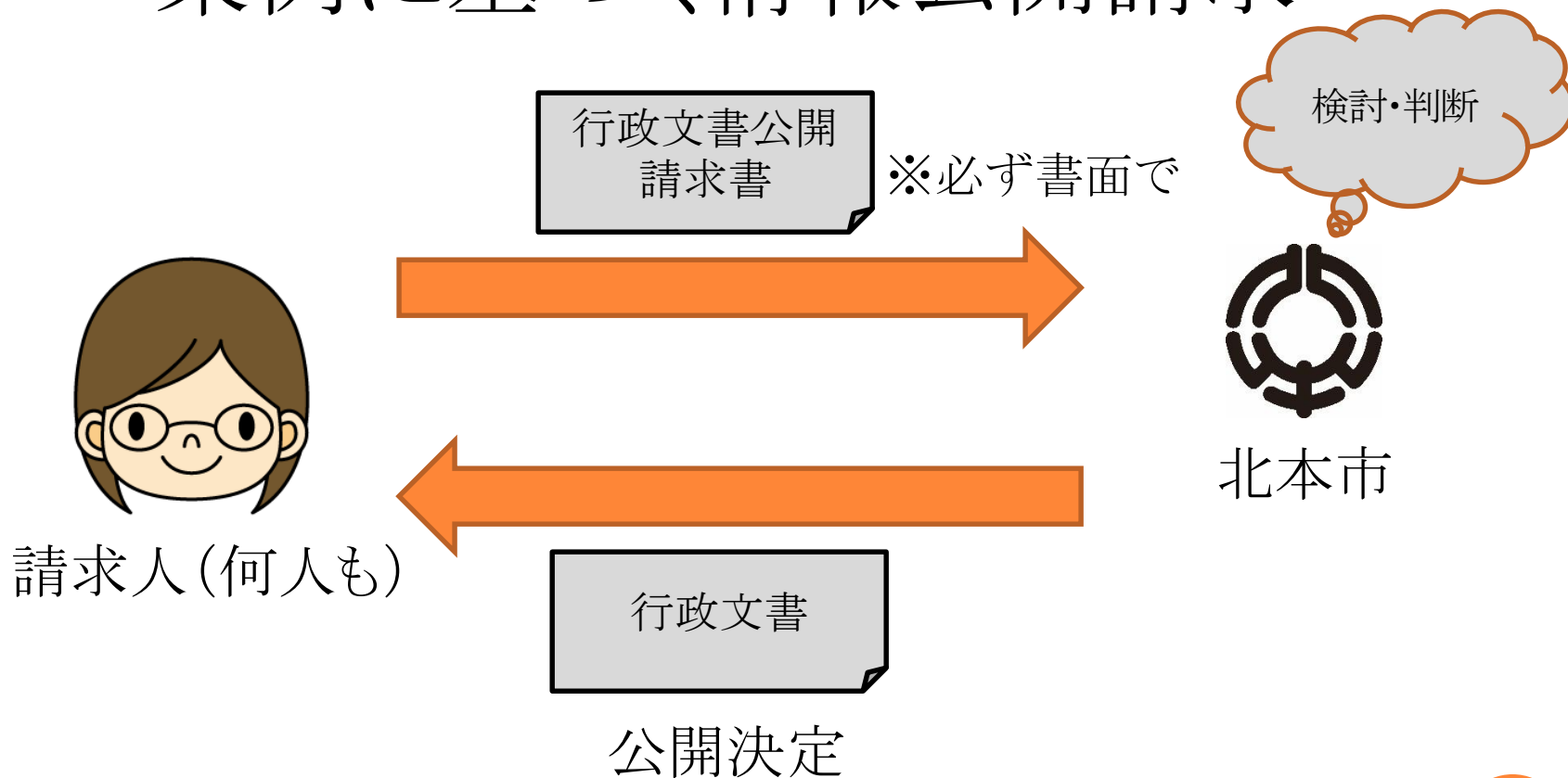
例えば...

個人に関する情報

法人等に関する情報

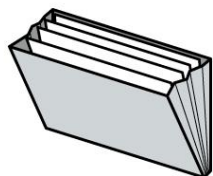
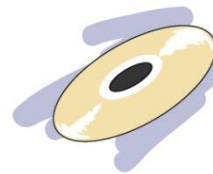
審議・検討中の情報 等

条例に基づく情報公開請求



情報公開請求の対象となるもの

- 1 文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録
(いわゆるデータ)
- 2 職員が職務上作成し、又は取得したもので、
組織的に用いるものとして、市が保有している
もの



情報公開制度におけるまとめ

- 1 情報公開は、市の保有している文書の公開を保障し、行政の透明性・市民参画を実現することを目的とする。
- 2 行政文書は、原則公開だが、公開できない情報もある。
- 3 情報公開は、誰でも請求できる。

II 個人情報保護

個人情報とは？

→ 個人に関する情報であって、特定の個人が
識別されうるもの

氏名、性別、生年月日、住所、本籍、
個人番号、結婚歴・離婚歴、犯罪歴、
職業、学歴、成績、所得、財産、税情報、
口座、体格、健康状態、写真、宗教、
病歴、障害の有無...

Ⅱ 個人情報保護

北本市における個人情報保護制度の立法

北本市個人情報保護条例

(平成3年12月20日公布 平成4年4月1日施行)

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政の運営を確保し、もって市民の基本的人権を擁護することを目的として制定

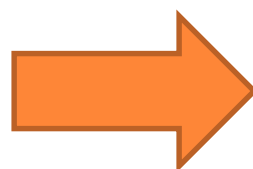
- 個人情報の取扱いに当たってのルールを規定
- 自己に関する個人情報の開示等の請求権を保障

条例上のルール

- 1 個人情報を取り扱う事務の登録
- 2 個人情報の収集
- 3 個人情報の目的外利用・外部提供
- 4 個人情報の開示等の請求

1 個人情報を取り扱う事務の登録

個人情報の管理
等を新たに開始

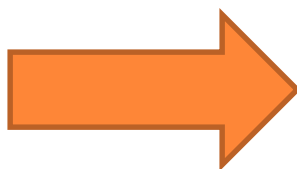


個人情報を取り扱う
業務の登録が必要

例えば、新しい補助金
制度の開始で申請者等
の個人情報を保有する
ことになる。

保有する個人情報の種別、
規模、根拠等をリストアップ
し、公表。

2 個人情報の収集



北本市

<原則>

- ① 収集の目的を明らかにし
- ② 本人から
- ③ 直接

収集しなければならない

<例外>

- 1 本人の同意があるとき。
- 2 法令等の規定に基づき収集するとき。
- 3 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 4 公表された事実であるとき。
- 5 審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認められたとき。

3 個人情報の目的外利用・外部提供

目的外利用

→事前に登録した利用目的の範囲を超える個人情報の利用

外部提供

→実施機関以外のものに対する個人情報の提供

※ 原則禁止。ただし、例外あり。

< 例外 >

- 1 本人の同意があるとき。
- 2 法令等の規定に基づき行うとき。
- 3 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 4 市民福祉の増進を図るために必要であり、個人の秘密を侵害するおそれがないと認められるとき。
- 5 審議会の意見を聴いて、特に必要があると認められたとき。

II 個人情報保護

個人情報の保護と活用のバランス

個人の
権利利益
の保護



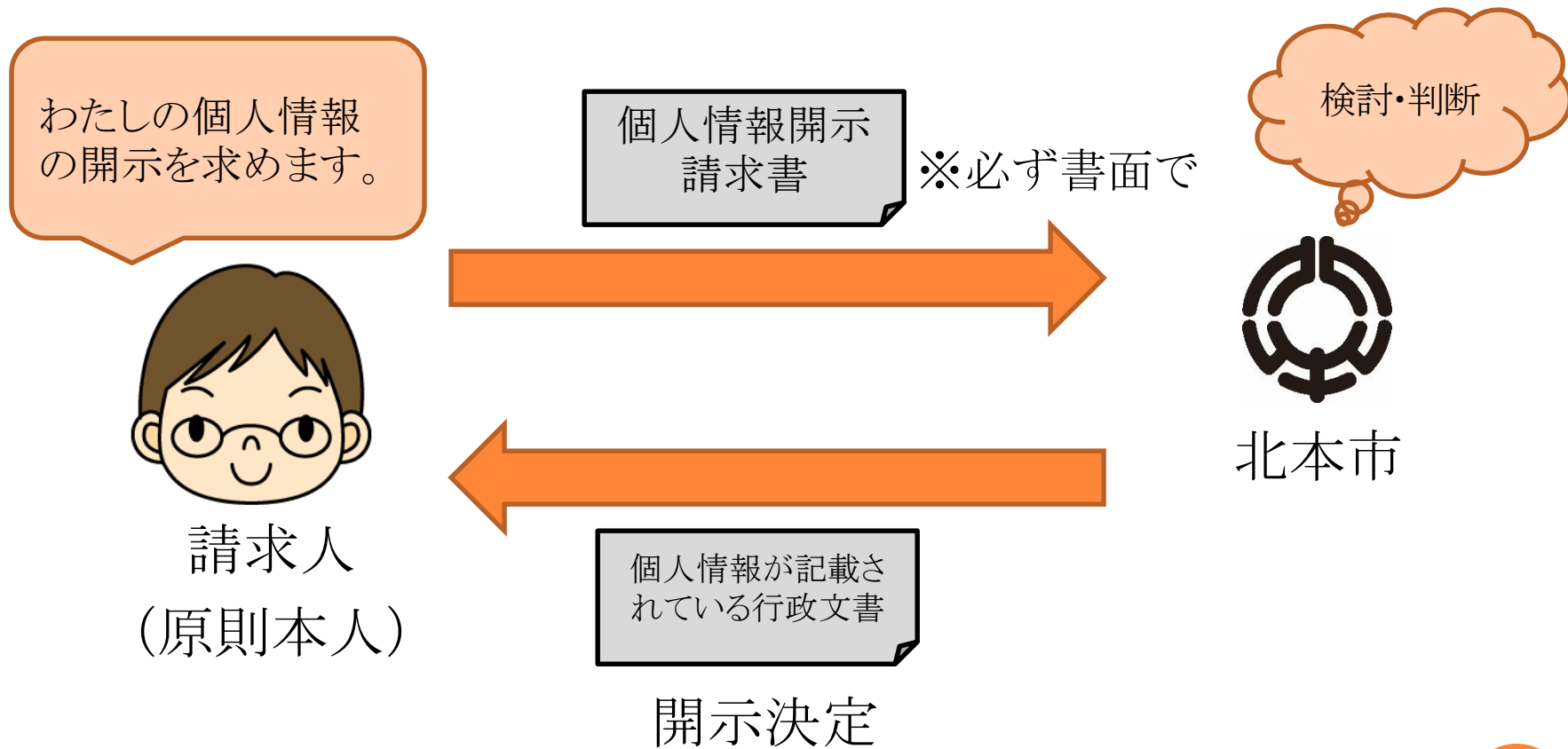
個人情報
の有用性

条例に基づく個人情報の開示等の請求

～市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利の保障～

- 1 開示の請求
- 2 訂正の請求
- 3 削除の請求
- 4 目的外利用等の中止の請求

個人情報の開示請求



本人にさえ開示できない情報がある！

個人情報の開示請求については、**原則開示**となるが、情報公開請求と同様に内容により**本人でさえも開示できない情報が存在する**。

例えば...

評価・選考に関する情報

審議・検討中の情報

法令等により秘密にすべきとされている情報 等

個人情報保護制度におけるまとめ

- 1 個人情報の開示等の請求権が認められている。
- 2 市では個人情報の収集・目的外利用・外部提供をする際のルールを定め、管理・運用をしている。
- 3 個人情報は、保護と活用のバランスが大事。